

播磨町乳幼児一時預かり業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、播磨町乳幼児一時預かり業務（以下「業務」という。）に係る受託者を公募により選考するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

本業務は、リフレッシュや日常生活上の突発的な事情等により、一時的に乳幼児の預かりを必要とする保護者が一時的な預かりを利用しやすいよう、町内に待機児童が多い3歳未満の乳幼児を対象とした一時預かりの場を新たに設置することによって安心して利用できる環境を整備し、保護者の子育ての負担軽減を図ることを目的に実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

播磨町乳幼児一時預かり業務委託

(2) 業務内容

別紙「播磨町乳幼児一時預かり業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

※仕様書が定める水準の業務の実施が見込めないと認められる場合は、委託期間内であっても契約を解除することがある。

(4) 契約方法

企画提案の公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 委託限度額

1, 390, 500円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は予定価格を示すものではなく、上限額であることに留意すること。

3 スケジュール ※日時は変更する場合がある。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和7年5月19日（月）
質疑受付期間	令和7年5月19日（月） ～令和7年5月27日（火）午後5時
質疑書に対する回答	令和7年5月29日（木）
提案参加申込書及び企画提案書等提出期間	令和7年5月29日（木） ～令和7年6月5日（木）午後5時
1次選考（書面審査）結果通知	令和7年6月9日（月）（予定）
2次選考 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年6月13日（金）（予定）
2次選考結果通知	令和7年6月17日（火）（予定）

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めた者とする。

(1) 令和7年度播磨町入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 播磨町指名停止基準（平成21年告示第7号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 第1号における入札参加資格者登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務への参加表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年要綱第45号）に規定する暴力団等でないこと。
- (8) 過去5年以内（令和2年度から令和6年度）において、地方公共団体との間で今回発注業務と同種の業務実績を有すること。
- (9) 十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び播磨町の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 公序良俗に反する活動を行う者でないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。
- (12) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第58号に基づく認可の取消又は同法第59条2第5項に基づく命令を受けたことがないこと。
- (13) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (14) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）第4条に掲げる禁止行為を行っていないこと。

5 質疑について

- (1) 公表資料に記載された内容に関する質疑については、次のとおり受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

【質疑受付期間】

令和7年5月19日（月）から令和7年5月27日（火）午後5時まで
※期限を過ぎた質問は受け付けない。

【提出方法】

質疑書（様式第4号）に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。

なお、電子メールの件名については、「播磨町乳幼児一時預かり業務委託公募型プロポーザル質問書【会社名・団体名】」と記載すること。電子メール件名がこれ以外の場合は、迷惑メールとして開封せず削除する場合がありますので注意すること。この場合における不利益は提案者の責任とする。

また、電子メール送信後に電話連絡により事務局が受信していることを必ず確認すること。

【提出先】

播磨町 福祉保険部こども課 家庭支援係
メールアドレス：kodomo03@town.harima.lg.jp

電話番号：079-435-2362

【回答方法】

質問回答書として取りまとめ、令和7年5月29日（木）午後5時までに播磨町ホームページに掲載して公表する。

6 企画提案書等の作成要領

- (1) 提出する書類の規格について、正本は書面でA4判縦長（A3番は横折込）サイズとし、下記の提出書類①から⑦の順で編纂したものを1つのファイルにまとめ提出すること。文字は11ポイント以上とする。副本はPDF形式の電子データとし、電子記録媒体で提出すること。
- (2) 企画提案書は、1団体1案とし、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示し、作成すること。
- (3) 提出書類（①～⑦の順に編纂）
 - ①提案参加申込書（様式第1号）
 - ②団体概要（任意様式：1枚）以下の項目は必ず記載すること。
 - ・会社名・本社所在地
 - ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）
 - ・団体概要がわかるもの（既存のパンフレット等）を添付すること。
 - ③過去5年以内（令和2年度から令和6年度）において、地方公共団体との間で今回発注業務と同種の業務を受託した業務実績（様式第2号）
 - ④本業務の実施体制（様式第3号）
 - ⑤本業務の企画提案書（任意様式）
 - ⑥南部子育て支援センターを除く業務の実施場所の外観、室内の状況や駐車場の状況が分かる写真及びその建物の位置図、室内の平面図や見取り図。（実施場所の面積が分かるよう明示すること。）（任意様式）
 - ⑦見積書及び内訳書（任意様式）

7 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期間
令和7年5月29日（木）午前9時から令和7年6月5日（木）午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日を除く。
- (2) 提出物
正本の書面1部及び副本の電子データ一式
※契約権限受任者印の押印については、正本1部に押印する。
※副本の電子データについては、上記6（3）提出書類に記載のあるものを全てPDFデータとし、提出すること。なお、押印がある書類については、スキャンし、PDFデータにすること。
- (3) 提出方法
正本の書面1部及び電子記録媒体に保存した副本の電子データ一式について、持参（土曜日、日曜日及び時間外は受け付けない。）又は郵送による。
なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先
播磨町 福祉保険部こども課 家庭支援係
〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

8 企画提案の選考予定日等

(1) 1次選考：提出書類（企画提案書等）の内容により上位3者を選考する。

【日時】6月上旬（予定）

※1次選考の結果については、令和7年6月9日（月）（予定）に、「提案参加申込書」（様式第1号）に記載された【本件業務に係る担当者連絡先】E-mailアドレスへ、メールにより通知する。選考結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 2次選考：1次選考の入選者によるプレゼンテーションによる選考とする。

【日時】令和7年6月13日（金）（予定）

※時間・場所等の詳細については、別途連絡する。

- ・企画提案書等に沿って提案事項について説明すること。2次選考当日、追加資料の提出は認めない。
- ・説明者は本業務を受託したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。配置予定の統括責任者及び主たる担当者を同席させること。
- ・持ち時間は1団体25分（プレゼンテーション15分、質疑10分程度）とする。
- ・説明に当たりパワーポイントの使用を認める。必要な機材は提案者が用意すること。（スクリーン及び電源は町で用意する。）

9 業者選考方法及び審査項目

播磨町職員による審査委員会を設置し、審査委員がそれぞれ採点し、集計したものを得点とする。

(1) 1次選考（書類選考）

- ①1次選考は、下記の審査項目1から3までの合計得点により審査し、上位3者以内を選考する。
- ②同点の事業者が2者以上ある場合は、審査項目3の評価点が高い事業者を上位とする。
- ③参加者が1事業者の場合において、得点が1次選考対象項目の合計点数である40点の6割に満たない場合は失格とする。

(2) 2次選考（プレゼンテーション）

- ①企画提案書等のプレゼンテーションを受けて、審査委員が質疑応答を行い、評価する。
- ②1次選考に審査項目4及び5の点数を加えた総合得点が最上位の者を、優先交渉権者とする。
- ③同点の事業者が2者以上ある場合は、審査項目4の評価点が高い事業者を優先交渉権者とする。（ただし、総合得点が満点の6割に満たない場合は失格とする。）
- ④提案者が1者の場合は、評価区分の見積額に係る点数を除いた合計が基準（総合評価点の6割）を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者とする。

（審査基準及び配点）

区分	番号	審査項目	配点
1次選考	1	業務の実績 ①地方公共団体との間で今回発注業務と同種の業務実績	5 / 100
	2	本件業務の見積金額について	15 / 100
	3	実施体制について	20 / 100

		① 開設日数及び開催時間について ② 開設施設の設備について ③ 一時預かりの実施場所の面積について ④ 駐車場の台数について ⑤ 対象者の年齢について ⑥ キャンセル等への対応 ⑦ 職員及び運営管理責任者の配置について ⑧ 資格所持者の配置について ⑨ 職員の研修体制について	
2次選考	4	企画提案書に対する評価 ①一時預かり業務を実施することについてのニーズや課題理解について ②預かる子どもが安心して過ごせるような環境づくりや関係づくりの工夫について ③利用者への安全配慮、事故予防・清潔保持のための方策・設備について ④個人情報等の管理や、苦情・要望対応等、適正な事務処理体制について	40 / 100
	5	プレゼンテーションに対する評価	20 / 100

10 2次選考の結果の通知

- (1) 企画提案のプレゼンテーション実施後、令和7年6月17日（火）に文書により通知する。
- (2) 選考結果についての異議申し立ては受け付けない。

11 企画提案に要する経費等

- (1) 企画提案書等の作成経費、応募及びヒアリング等、本プロポーザルに要する経費は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更及び追加は認めない。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ連絡すること。
- (7) 様式第3号に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の担当者であることの承認を得なければならない。

12 事務局（担当課・問い合わせ先）

播磨町 福祉保険部こども課 家庭支援係
 〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
 電話：079-435-2362
 ファクス：079-435-0831
 メール：kodomo03@town.harima.lg.jp
 担当者：前川・片岸